

封筒に入った使い捨てマスク30枚が、宅配便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、どうすればいいか。

(50歳代女性)

新型コロナウイルス感染症に便乗した、身に覚えのない商品の送り付けに注意してください。注文していない商品を一方的に送り付け「受け取ったから支払い義務がある」と代金を支払わせる悪質商法の手口です。

代金引換の宅配便で届くこともあり、家族が注文したと思い込んで代金を支払い、受け取ってしまったという事例もあります。

注文していない商品が届いたときは受け取りを拒否し、家族宛てなど、受け取っていいかをその場で判断できなければ、商品を持ち帰ってもらいましょう。

受け取った後で注文していない商品と分かった場合、売買契約は成立していないため、請求書が入っていても支払う必要はありません。

届いた日から事業者による引き取りがないまま14日間を経過すれば、商品の引取りにも応じる必要はなく、自由に処分しても構いません。請求書が入っておらずに後日、請求されたときも支払う必要はありません。

代金引換で商品を受け取った後で注文していないと気付いた際は、販売元や発送元にその旨を伝え、返品や返金の交渉をしましょう。

普段から通信販売などを利用している場合、「誰が注文したか分からない商品は受け取らない」など、家族間のルールを決めておくとよいでしょう。

事業者から電話で勧誘され断り切れずに承諾してしまった場合も、契約書面を受け取ってから8日以内はクーリングオフができます。

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。